

令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 上目黒住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント	
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	職員は放課後児童クラブ運営指針を理解した上で、クラブの実態に応じた年間事業計画を作成し、日々保育に従事しています。	
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の役割を理解し、学校や地域と連携を図りながら保護者と連携し、育成支援を行うとともにその家庭の子育て支援を行えるように努力しています。	
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解し、子どもが安心して過ごせるような環境整備に努めると共に、発達段階に応じた遊びや生活が可能となるように自主性や社会性の向上、基本的な生活習慣の確立を目指した保育をしています。	
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように、保護者会等や個人面談・連絡帳を通して、子どもの様子を伝えるなど日々努力をしています。子ども自身への支援と同時に、小学校とは担任教諭と懇談を実施し、互いに情報を交換しています。	
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○放課後児童支援員研修やその他の研修に参加し、放課後児童支援員の役割等を理解し、支援に活かしています。	
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもの人権を十分に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して支援を行っています。	
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○放課後児童クラブ運営指針を理解し、仕事を進める上での倫理を自覚した上で、日々育成支援の向上に努めています。	
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に向けています。	
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	個人面談や連絡帳等を通して保護者の要望等を把握し、要望や苦情があれば迅速に誠意をもって対応し、適切な解決にあたるべくできるように努めています。	
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	毎日打ち合わせの時間を設け、子どもの状況の共有、前日の仕事内容の振り返りを行い、事業内容の向上を目指し努力しています。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ、積極的に放課後児童支援員に周知を図り、参加を促しています。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしています。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、子ども一人ひとりの状況の把握に努め、それに合わせた事業運営を行っています。	

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント	
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	育成支援の内容に基づいて年間事業計画を作成し、状況にあった事業を運営しています。また、子どもの発達や養育環境の状況を把握し、子どもの発達面や養育環境で個別に支援を必要としている場合にその対応も行っています。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	8(1)同様
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	障害児対応部会で検討された内容を踏まえ、障害のある子どもの受け入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めています。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	巡回指導等の専門機関と連携して、障害のある子どもの育成支援が適切に行えるように努力しています。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	併設する児童館、学校や主任児童委員、子育て支援センターと連携を図りながら対応しています。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	10(1)同様
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護と秘密保持に留意している。	○	個人情報保護と守秘義務については、秘密保持を遵守しています。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	日々の連絡帳、クラブだより、保護者会等や個人面談で情報を共有しています。また欠席連絡のない場合や必要に応じて、電話等で連絡をしています。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	連絡帳や個人面談を通して寄せられる保護者からの相談について、可能な限り迅速に誠意をもって対応しています。また、日々丁寧な対応を心掛け信頼関係を築き、気軽に相談してもらえるように努力しています。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会等を通して保護者組織と連携する中で、協力関係を構築しています。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	年間事業計画に育成支援の目標や計画を盛り込み、年間を通して実施できるようにしています。また、職場内で情報を共有して事例検討を行い、育成支援の内容や充実改善に努めています。
		(2) 運営に関する業務	○ 運営に関する業務を実施している。	○	月案や週案を作成して職員間で業務を分担し、保育に滞りがないように実施しています。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	今年度はコロナ禍のため学校行事への参加はできませんでしたが、情報の共有等の連携を行い、子どもの生活の連続性の保障に努めています。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	年度の初めに、連携するにあたっての個人情報や秘密保持についての取り決めをしています。
14	保育所、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	保育園とは、必要に応じて支援を必要とする児童の情報共有や保育観察を実施しています。
15	地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	児童館と協力して上目黒小学校、上目黒住区住民会議等、子どもにかかわる関係機関との連携を図っています。また、上目黒小学校の子ども教室と情報交換をしています。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館との連携により、事業協力や運営協力を相互にしなが、児童館を活用した保育を行っています。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ン ト		
17	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	子育て支援課の作成した対応マニュアルに従って運営しています。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	危機管理マニュアルを作成し、保育環境の整備に努めています。
		(3) 防災及び防犯対策	○ 防災及び防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアルに沿って独自のマニュアルを作成し、月1回防災、年1回防犯訓練を行っています。また、見守りメールの配信訓練や171災害伝言ダイヤル訓練を行っています。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	学校、PTA、警察と連携し、子どもたちが通る道についての安全確認を行い安全マップを作成しています。また、入所時や保護者会にて登所及び帰宅の安全について確認をしています。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ン ト		
18	施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	育成室として、生活と遊びの機能を備えた専用区画を有しています。
		(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	児童館と併設のため、活動に必要な設備・備品は備わっています。
19	職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の職員配置基準に基づいて職員配置されています。
		(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	上目黒学童保育クラブとして、受け入れ可能数70人(12月1日現在55人)で育成支援を行っています。
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めています。
		(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めています。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数等の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしています。	
21	開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっています。	
22	利用開始等に関する留意事項	○ 利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開しています。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っています。	
23	運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っています。また、地域の実情についても理解をしています。
		(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めています。
24	労働環境整備	○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	目黒区安全衛生委員会及び児童施設安全衛生委員会を設置し、職場環境測定、ストレスチェック等を実施し労働環境の点検、改善に努めています。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めています。
		(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めています。